

2017 年 12 月 14 日

「LT会」会報第 17-7 号（総 175 号）

上海 LT コンサルティンググループ

中国の優遇税制の合理的な活用

今年もまた年の瀬が近づいてきています。企業にとって年度会計決算の時期であると同時に、年度の企業所得税の納税の時でもあります。

そこで、企業の一年間の経営状況全体をどのように把握し、早めに準備をしますか。法律で認められている優遇課税政策を上手に利用し、適切な税務処理をすることにより、節税や納税の繰り延べ等の目的と効果を達成しますか。今回の LT 会報ではこの課題について、若干の留意事項と提案をお届けします。業務にご参考にして頂ければ幸甚でございます。

1、零細薄利企業 ⇒ 企業所得税税率 25%（通常税率） → 10%（優遇税率）

貴社は零細薄利企業の基準に合致していますか？

零細薄利企業の基準：

- ① 工業企業は、年間課税所得額が 50 万元以下。従業員数が 100 人以下。資産総額が 3,000 万元以下。
- ② その他企業は、年間課税所得額が 50 万元以下。従業員数が 80 人以下。資産総額が 1,000 万元以下。

備考：従業員数と資産総額の指標は、企業の年間の四半期平均値により決まる。具体的な計算式は次のとおり。

四半期平均値＝（期首値＋期末値）÷2

年間四半期平均値＝年間各四半期の平均値の和÷4

2、今年度実際に発生（業務が既に発生済み）したコスト、経費は、今年度内に未払いであっても、発生主義の原則により、今年度の会計諸表に計上する。今年度に有効な証憑（發票等）を取得できなくても、翌年度の納税時（原則として、翌年の 5 月 31 日まで）に、当該コスト、経費の有効な証憑を補充提出すれば、今年度の税引き前支出にできる。

外資企業は親会社等海外企業への非貿易支払業務について、同様にこの原則を適用できる。即ち今年度実際に発生したコストや経費は、翌年度納税前に当該対外支払分の中国源泉税を納めれば、当該サービス費は今年度の税引き前支出とすることができる。

他にも、今年度の印紙税を計上するようにご注意ください。

3、翌年の春節前後或いは人事評価期間に支給するのは今年度の賞与と考えがちだが、今年度の年末にこれらの賞与を計上しておけば、翌年の法人税清算前に賞与支払い、個人所得税を納税するだけで、今年度はコストとして税引前控除ができる。

4、貴社の固定資産は加速償却政策に合致していますか？

関連税法の規定によると、バイオ薬品製造業、専用設備製造業、鉄道、船舶、航空宇宙及びその他運輸設備製造業、計算機、通信とその他電子設備製造業、計測機器メーター製造業、情報伝達、ソフト及び情報技術サービス業等6つの業種の企業は、2014年1月1日以降に購入した固定資産について、減価償却期間を短縮或いは、加速償却法を採用できる。

上記6つの業種の零細薄利企業が2014年1月1日以降に購入した研究開発と生産経営共用のメーター、設備の単価が100万元以下の場合、一括で当期コストを経費に計上し、課税所得額の計算時に控除が許され、年間償却に再びいれられない。

軽工業、紡織、機会、自動車など、4分野の重点業種の企業が2015年1月1日以降に新たに購入した固定資産は、減価償却年数の短縮か加速償却法のいずれかを採用するか選択することができる。

上記業種の零細薄利企業が2015年1月1日以降新たに購入した研究開発と生産経営共用のメーター、設備で、単価が100万元以下のものは、一括で当期コスト経費に計上し、課税所得額の計算時に控除が許され、年間償却に再びいれられない。

5、外部購入したソフトの償却年数

企業所得税法の規定によれば、無形資産の償却年数は10年を下回らないとされる（税務の最低償却年数であり、会計の償却年数ではない）。

但し、例外として、財税[2012]27号第七条に次の規定がある。

企業が外部購入したソフトは、固定資産や無形資産の確認条件に合致すれば、固定資産や無形資産として計算することができる。その償却年数を適宜短縮、最短2年（含む）とすることが可能である。

6、今年度の各項の資産損失（貨幣、未収金及び前払金、在庫、固定資産、無形資産、債権性投資及び持株（権益）性投資）について、今年度末までに関連税務届出（リスト申告又は個別項目申告）を完了しているか否か？→ 原則として税務届出をしていない資産損失は税引前控除が許されない。

7、貴社には身体障害者雇用に適した部署はありませんか？

財税[2009]70号規定によれば、企業が身体障害者を雇用する場合、身体障害社員の給与支払実費控除に従い、課税所得額の計算時に、身障者社員に支払った給与の100%を控除することができる。

一定の条件を満たせば、増値税の関連優遇政策をも受けることが可能である。

また、身障者の就業割合が規定の条件に達していれば、“身障者就業保障金”の納付が免除され、一定の運営コストを節約できる。

以上